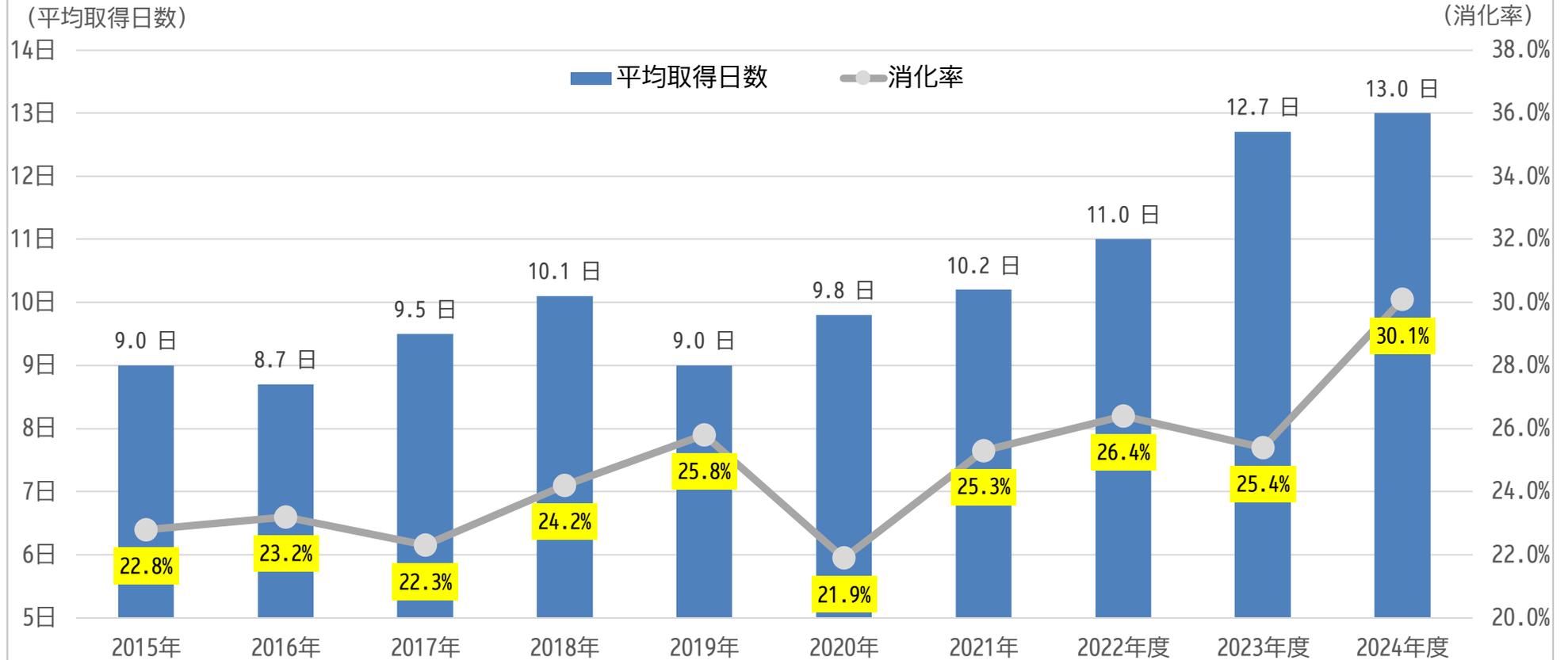


郡山市職員1人あたりの年次有給休暇の 「平均取得日数」及び「消化率」の推移

令和7（2025）年8月1日
総務部人事課



(1) 集計対象者

技能労務職以外の一般職に属する職員（会計年度任用職員を除く）のうち、首長部局に勤務する職員で、調査対象期間中に、中途採用・途中退職、休業（部分休業を除く）、休職、派遣の期間がある職員を除いた職員で集計

(2) 「平均取得日数」とは、年休の総取得日数を（1）集計対象者数で除して得た日数

(3) 「消化率」とは、年休の総取得日数に対する年休の総付与日数（付与される年休の日数及び年休の繰越分）の割合

(4) 年次有給休暇の付与方法が2022年に暦年（1月～12月）から年度（4月～3月）に変更となったため、2021年までは暦年、2022年からは年度により集計

出典：総務省「勤務条件調査」
郡山市総務部人事課